

在園中(保育所利用決定後)の認定変更について

保育所(園)は、保護者が仕事や病気などのため家庭で十分に保育できない児童を、一定の時間、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。「保育を必要とする理由」がなくなった場合は、原則として保育所を退所することとなります。また、世帯構成の変更等により、副食費の減免に影響が生じる場合があります。

「保育を必要とする理由」や「世帯構成」に変更が生じた場合は、「支給認定変更申請書」と以下の添付書類をもって速やかに本庁子育て支援課または各支所保育担当課へ届出を行ってください。原則として届出を行った日の属する月の翌月から変更が適用となります。

届出の必要な変更内容と提出書類 ※父・母それぞれ必要

	変更内容	添付書類	入所可能期間	保育時間	
1	就労状況	・就職する ・転職する ・雇用条件等が変更になる ・産休・育休から復帰する	・就労証明書 ※産休・育休から復帰予定の場合はその期間を記入	就労証明書で証明された就労期間	就労時間が月120時間以上 ＝標準時間 月48時間以上120時間未満 ＝短時間
		・退職した	保育を必要とする理由がなくなる場合は退所となります。 継続して入所する場合は、状況に応じた書類をご提出ください。		
2	産前産後	・妊娠した	・母子手帳の写し ※出産予定日及び保護者名のページ	予定日の8週間前の日の属する月の初日から	標準時間
		・出産した	・母子手帳の写し ※出生届出済証明及び保護者名のページ	出産日の8週間後の日の属する月の末日まで	
3	産休・育休	・産休を取得する	・就労証明書 ※産休・育休の期間を記入	就労証明書で証明された就労期間	標準時間
		・育休を取得する			短時間
4	就学	・各種学校へ入学する	・在学証明書	在学証明書で証明された就学期間	標準時間
		・進級する			
5	求職中	・求職活動をする	・求職活動(継続)申立書	3カ月間	短時間
6	看護、介護、疾病	・保護者が親族の看護・介護をする	・保育所入所診断書 または看護、介護が必要な人の状況がわかる証明書(各種手帳、介護保険証等)	診断書または各種手帳等で証明された期間	標準時間
		・保護者が病気になった			
7	世帯構成等	・婚姻した	・(婚姻相手の)所得課税証明書 またはマイナンバーの提示 ・(婚姻相手の)保育を必要とする理由を証明する書類	変更なし	
		・養子縁組をした			
		・離婚した	添付書類なし		
		・死別した			
		・同居の親族が障がい手帳等 を取得した	・手帳等の写し		
・生活保護を受給した	・生活保護受給者証の写し				
9	その他	・出産後、1歳未満の子の育児をする	・母子手帳の写し ※出生届出済証明及び保護者名のページ	育児にかかる子が1歳になる日の属する月の月末まで	短時間
		・支給認定区分の変更を希望する(1号⇔2号、1号⇔3号)	・天草市支給認定申請書 ※1号＝ピンク色 2、3号＝緑色 ※2、3号の場合は、保育を必要とする理由を証明する書類も必要	各認定期間の満了まで	・1号認定 ＝教育標準時間 ・2、3号認定 ＝事由により異なります
		・保育時間の変更を希望する(標準時間→短時間)	添付書類なし	保育を必要とする理由を証明する書類により証明された期間	短時間
		・上記以外	子育て支援課までお問合せください。		

教育・保育給付支給認定とは・・・

保育所等を利用するためには、子どもの年齢や、保育を必要とする事由に基づき、教育・保育給付支給認定を受ける必要があります。

認定区分	対象	保育を必要とする事由	利用可能施設
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上(教育を希望する場合)	不要 幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	保育短時間認定 保育標準時間認定	満3歳以上(保育を希望する場合)	要 保育所 認定こども園(保育所部分)
3号認定	保育短時間認定 保育標準時間認定	満3歳未満(保育を希望する場合)	要 保育所 認定こども園(保育所部分)

※ 満3歳到達による3号から2号への変更は、市が職権で行います(手続き不要)。その際、年度の途中で認定が3号から2号へ切り替わっても、保育料は変更になりません。

【問合せ先】 天草市役所子育て支援課子育て支援係 (0969)27-5400